

平成 2 2 年玉村町議会第 2 回臨時会会議録第 1 号

平成 2 2 年 1 0 月 4 日 (月曜日)

議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 1 0 月 4 日 (月曜日) 午後 2 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算 (第 4 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
総務課長	重田 正典 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開会・開議

午後 2 時開会・開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 22 年玉村町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（宇津木治宣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第 120 条の規定により、2 番石内國雄議員、3 番原幹雄議員の両名を指名いたします。

○日程第 2 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る 10 月 1 日、議会運営委員会を開催し、審議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） 平成 22 年玉村町議会第 2 回臨時会が開催されるに当たり、去る 10 月 1 日午後 2 時より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、一般会計の補正予算に関する議案 1 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑なる議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

平成 22 年第 2 回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○日程第 3 議案第 50 号 平成 22 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）

議長（宇津木治宣君） 日程第3、議案第50号 平成22年度玉村町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第50号を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 臨時会にご参集いただきまして、大変ありがとうございます。議長のほうからありましたように提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号 平成22年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億9,590万8,000円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、玉村町長を被告とする損害賠償請求行為請求事件、これは住民訴訟の訴状が前橋地方裁判所に提出されたことに伴う口頭弁論及び答弁書に対応するための弁護士費用でございます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより議案第50号に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） どういう理由で告訴されたのか、そこがさっぱりわからないのですけれども、その内容について教えていただきたいと思いますが。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） この訴えの内容でございますが、3月に裁判の税務問題で和解した内容につきまして和解金を支払ったということに対します、承服できないということでの訴えということでございます。

請求の趣旨でございますが、内容的には、被告というのは玉村町長でございます。貫井孝道に対し、金62万円及びこれに対する平成22年4月1日から支払い済みに至るまでの年5分の割合による金員を請求せよと、訴訟費用は被告の負担とするということの判決を求めるとい訴えが出されたわけでございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 番笠原則孝議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） 今話を聞きましたら、訴えということについての今度は対抗策ということだ
と思うのですが、ちょっと余談になるのだけれども、前回専決でやってしまったのだから、このまま
専決でやればいいのかという話もあるのだけれども、その辺はどうなのですか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 前回専決のご承認を議会のほうにいただいたわけですが、その
とき町長からの話もあったと思うのですけれども、できるだけ専決は避けて、議会を開会して皆様
のご議決をいただきたいというような形で今回に至ったものでございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 0 番川端宏和議員。

〔 1 0 番 川端宏和君発言 〕

1 0 番（川端宏和君） 今回のこの上程は、弁護士委託料ということで75万5,000円な
のですが、これは一般的な目安という金額と、この間聞いたのですが、これにおいて今度は裁判が長引く
とかそういうふうになった場合の見積もりというのはもうしているのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 通常の裁判による見積書はいただいております。ただ、長くなったとか
特殊事情によるものについての見積もりということではございませんので、ご了解いただきたいと思
います。

議長（宇津木治宣君） 1 0 番川端宏和議員。

〔 1 0 番 川端宏和君発言 〕

1 0 番（川端宏和君） 仮定の話をしてもしようがないのですが、町、そして町長として今後のこ
の訴訟においてあくまでも闘うのだと、そういう姿勢なのでしょうか。また、前回和解等をしたわけ
ですけれども、そういう選択肢はほかにも考えがあるのか、その辺をお聞きいたします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔 町長 貫井孝道君登壇 〕

町長（貫井孝道君） これは、告訴されたこととございますので、受けて立つということござい
ます。今後のことについては裁判が、前橋地方裁判所で一応結審するわけでございますので、その
成り行きを見るとというのがこの裁判に対する姿勢であります。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 4 番石川眞男議員。

〔 1 4 番 石川眞男君発言 〕

1 4 番（石川眞男君） 1 点お尋ねいたします。

この弁護士は、根岸弁護士でいいのですか、弁護士の人数。頑として闘うとかその辺のちょっと弁護体制を、顧問弁護士の根岸弁護士だけでいくのかどうか、その辺をお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 見積もりをいただいている内容を申し上げますと、見積もりをいただいたのは根岸弁護士さん、弁護士の数は2名ということでございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 1 番村田安男議員。

〔 1 1 番 村田安男君発言 〕

1 1 番（村田安男君） 先ほど川端議員のほうからも話ございましたけれども、今後の、前回のこの和解の中の流れの中の一つには、金銭的な事情あるいは人間的な事情、さらには原告の生活圈、それらを云々して和解するというような状況の中で和解がなされたわけでございます。今回、そのことに対して告訴されているわけでございまして、同一の、同一ではございませんけれども、この件に対する告訴でございます。当然長期的な展望というものも考えられるわけでございますけれども、前橋地裁においての結審のいかんによって、その後判断するというところでございますけれども、そのいかんによってということについて、もう少し具体的にお話をいただければいいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔 町長 貫井孝道君登壇 〕

町長（貫井孝道君） 裁判というのは、日本の裁判は三審制ということになっております。一般的には、一審の判決で結審をすれば、それで終わるわけでございますけれども、今後について、今は先の話ではっきりどうこうということはないのですけれども、こちらは訴えられた立場でございますので、基本的には一審で判決が出ますから、それを重要視するというところで考えております。

議長（宇津木治宣君） 1 1 番村田安男議員。

〔 1 1 番 村田安男君発言 〕

1 1 番（村田安男君） 訴状の中身を見させていただきますと、請求の趣旨の中で、被告は貫井孝道に対し、金62万円及びこれに対する平成22年4月1日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を請求するということです。どう考えても私はこの趣旨、内容については、この部分についてはもう町議会において和解について6月の幾日ですか、承認されているわけでございますので、承認されていることをまた町長が否決できないような気がします、否決できないと思います。

そういうことになると、この問題について、今回の告訴に対して今後の将来の動向、どういう形で

持っていくかということが私は一番重要な形だと思います。町民に説明するにおいても、大変難しいことだと思いますので、前橋地方裁判所の結審に基づいて次の判断をするということでございますけれども、私はもし町側が敗訴した場合において上告するのかどうか、その辺を含めてもう少し具体的にお聞きしたいのですけれども、どうですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 先ほど申したように前橋地裁での判決が出れば、それを重要視するというのは私の考えでございます。ですから、今の段階で、裁判がまだこれから始まるところでございますので、その辺で了解をしていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

町田宗宏議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言〕

9 番（町田宗宏君） 訴状は、あれですか、我々には教えてもらえないのでしょうか。町長、貫井孝道に 6 2 万円を支払うようにと今聞いたのですけれども、その前にこういう理由で問題なのだと、したがって訴状を裁判所に提出したのだと、そこら辺の理由とかそういうものを書いたもの、訴状というのがあると思うのですけれども、それは我々議員には見せてもらえないのでしょうか。

〔「休憩」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後 2 時 1 4 分休憩

午後 2 時 1 6 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 今用意させておりますので、皆様にお渡ししたいと思います。よろしくお願いたします。

〔「休憩お願いたします」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後 2 時 1 6 分休憩

午後2時18分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 今までのを見てみますと、当初町長は余分な係争してもしようがないということとで和解に至ったのだということを言ったわけです。その分の裁判費用等を考慮して、人的な考慮をして、それを福祉のほうへ回せばいいのではないかという気持ちでやったのが裏目に出まして、またここで再度裁判という格好になりまして、また告訴された、裁判所が一度破棄された裁判所という場所です、同じ前橋地方裁判所で。そこで、同じ意見を、今度は逆の立場で裁判に至るということについて、正直な話、裁判所のほうとしては一度却下したものを再度練り直してきたということなので、それについての今後町側の町長に聞きますと、とことんまでではないけれども、そこでやるということになると、そこで判決が出るのが、はかりにかけてみると一度出した問題が出ていますね、結果が。それに対して再度やるので、それで裁判に持ち込まれたということなのだけれども、それで闘っていく場合、大丈夫なのですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） これは、裁判でございますので、こっちは被告ですから何とも言えない立場でございます。一度、前橋地裁でああいう判決が出まして、その後東京高裁へ行った段階で和解をしたと、その和解が今回のその裁判の、専決をしたというのが違反だということと、和解金を払ったということが違反だと、違法だということで訴えられたわけでございますので、今笠原議員さんのほうから勝ち目はあるのかという話がありましたけれども、被告側としては、今の段階では何とも言えないというのが現状でございますので、ご理解をしていただきたいなと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「手を挙げている、反対討論」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 11番村田安男でございます。平成22年度玉村町一般会計補正予算（第4号）承認の件について反対討論を行います。

長引く経済不況により雇用の創出をはじめ国、さらには地方行政にとって問題が山積しており、ゆゆしき事態です。今回の町民税滞納者の言動、行動を精査すると、当人は平成15年3月より玉村町に在住し、再三にわたり税を滞納し、納税を催促されております。その間、平成16年3月31日には、納税を促され、納税不履行の場合は差し押さえもあり得るという告知をされております。

以降、それに基づきまして翌月4月より、ですから平成16年4月より10月まで15万7,200円を納税しております。その後所在が不明になり、平成17年8月18日に来庁しており、納税に対して催促したところ、平成18年1月より12月までに4万3,700円納税しております。これらの動向から、本人は納税に対する認識は十分あると私は察知しております。

しかしながら、その後納税を怠り、町は平成20年5月23日、地方税法331条に基づき預金の差し押さえを行い、同日国税徴収法54条に基づき内容を本人に通告したわけです。その後本人は、この差し押さえに対して異議申し立てを行いました。玉村町のその異議申し立てにおきまして、玉村町の法令審査委員会では却下しております。その内容について、後日文書等を却下通知を出しておりますけれども、その後和解までの経過はご承知のとおりですが、その和解に至った説明では、問題の長期化によること、さらには金銭的負担、人間的負担、これらのことを勘案して和解をなされたわけでございます。

私も、本人の生活実態を考慮するとともに、玉村町の将来を見据えた場合、和解に対する行動は十分理解できます。しかし、事ここに至って、住民訴訟については裁判において問題解決を図るとの話では、町民への納得を得た説明がしかねます。議会の職務は、執行に対する検証が一番大きな仕事でございます。先ほど来の答弁では、私は現状において町民に対して説明がしがたいと思います。

よって、第50号議案については、趣旨は十分理解できますけれども、現状においては反対とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありますか。

〔「賛成討論」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 賛成ですか、9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 訴状を読みますと、その訴状の中身の要旨は次のようなものだと思うのです。1つは、本和解は玉村町に法令上、支払い義務がなく、行政上も必要のない金員の支払いを内容とするものであり、違法であると。

2つ目は、本件和解は本来議会の議決事項であるところ、これは地方自治法の96条1項12号で

すね、それから地方自治法179条の専決処分の要件が存在しないにもかかわらず、玉村町議会の議決を経ず、専決処分によりなされており、この点でも違法であると。よって、本件和解に基づく公金支出も違法であると、こういうことなのですね。

それで、私は訴状に賛成なのですよ。しかしながら、議会で表決をして、結局私は負けたのです。したがって、この際、裁判でどこまでいっても、最高裁まで行くのもいいですから、お金がどんなにかかってもいいですから法律上、白黒をはっきりさせると、これが一番大切なことであり、最高裁まで行って、これは訴状のとおりだということになれば町が負けると。しかし、それは間違いだと、違法ではないと、適法なのだと、こういうことで裁判の結論、判決が出れば町民も納得すると思うのです。

したがって、これは、適当なところで和解とかそういうのをやるのではなくて、最後まで裁判で争って、裁判所で違法か適法かの決着を決めるべき、図るべきだと。したがって、この補正予算の75万何がしについては賛成です。

終わります。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありますか。

〔「反対がないのに賛成があってもいいのか」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） いや、別にそれは……

〔「いいのだ」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） どうもお疲れさまです。今回の予算の賛成討論をさせていただきたいと思えます。

特にこの民事の裁判というのは、今町田議員が言いましたけれども、最後まで行って決着をつけようということですが、民事の裁判の特徴というのは一応裁判上の決着がついたとしても、本人は、負けたほうはそれは不当判決なのだという形で結局終わっていくと、要するに今のだったら意外に裁判で決着がつかないものなのです。そのことを世の中というのは示しているのです。だから、法律上、決着がついたとしても、本人は、負けたほうは不当判決で終わるといことが間々あるわけです。そういう意味において、裁判至上主義的なものに対して、私はちょっと危惧を覚えているのです。そして、この町のやった今回のことで専決及び和解の判断、それは私は裁量権の範囲だと思います。そして、この機を逸すると町有利の形での和解ができないと、そういった判断、その専決の判断も私は妥当なものだと思っております。

とにかくこういった形での、今私たちが教訓とすべきは、訴額、訴えの額、もともとの滞納額が約20万円、その20万円が裁判という土俵に上がるとどういった複雑なことになるのか、どれだけ金がかかって、人の労力も、それで人間関係も、町じゅうががたがたするようなそういったものに、実

はこの裁判というのは、迷宮化してしまうと、迷路に入ると異常なものが起こってくるということはやっぱり教訓化すべきではないかと思います。

ここまで来てしまえば、和解及び専決に対してなかなか理解していただけなかったという意味で理解を、その意味で町民すべての人を納得させることができなかった執行の責任というのはあると思いますけれども、ここまで来れば、もう降りかかった火の粉は払わなければならないということで思いますので、とにかく全力で裁判は闘い抜いて、そして町が勝利するような方向でなることを私は、もうそういうものと考えていますけれども、この予算、以上を賛成討論の理由とさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「では、反対をしておきます」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 10番川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 川端宏和でございます。石川議員が賛成したわけですが、一向に意味がわからないと思いましたので、今回反対意見として述べさせていただきます。

先ほども質問の中で、町長にまだ選択肢はないのかということにおいて今回質問させていただきましたが、前回のその滞納者との和解においても、まさかあそこまで行くとは思わなかったという安易な考えが多分あったのだらうと、それが結果として上告されまして、今後お金はかかるし、労力もかかるし、では和解という判断だと私は理解しております。今回もどこまで行くか、それはわかりません、裁判でありますから。ただ、今後町、住民が起こした訴訟でございますので、執行と町住民がいがみ合っただと、私はそう考えております。

よって、執行としてはいい方向に向くような選択肢を考えていただきまして、いきなりもう訴訟は決まったかもしれませんが、執行としてもっと出まして、議会に投げかけておりますので、この議員さんの皆様もこういう案で穏便に済ませたらいいのではないかと、そのような案を出して執行に言っていただければ、そのほうがいいのではないかと思うわけですが、よろしく願いしまして、今回は反対とさせていただきます。

〔「わかりやすい」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○閉 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。慎重審議いただき、ご苦労さまでした。

これをもちまして、平成22年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時36分閉会